

令和3年第4回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月7日(水) 午後2時～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	8番 三塩政廣	9番 内山敏彦
10番 阿蘇孝市	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	14番 峯 政敬	15番 松本耕一
16番 峯 直子	17番 吉田 哲	18番 宮崎隆広
19番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第22号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第23号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第25号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第26号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第27号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第28号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎 高志
農地係長	中田 賢治
農地係副主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係係長	田中 恭子
振興係副主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	藤田 直樹
北波多分室係長	岡本 順二
肥前分室職員	松本 一訓
鎮西分室職員	末武 拓也
呼子分室職員	荒金 知美
七山分室係長	阿賀野 忠司
七山分室職員	金丸 翔

7. 審議の内容

事務局長 では定刻になりましたので、始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会の出席委員は、19名全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

ただいまより、令和3年第4回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号7番川添哲也委員、議席番号8番三塩政廣委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長 付議事項の中に取下げの案件がございます。議案集3ページ、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について中、整理番号6番が、また、議案集6ページ、議案第24号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について、整理番号1番が、議案発送後に取り下げられましたので、報告いたします。

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第22号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について1件、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について11件、議案第25号農地法第4条の規定による許可申請について3件、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について19件、議案第27号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について

28件、議案第28号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について10件、計6議案72件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては、議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては、一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第22号から第23号および第25号から第28号までの6議案72件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。これより審議に入ります。議案集1ページ、議案第22号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。まず上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後になります。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田4筆、面積は合計4,782平方メートルです。現況は、造成工事中でございます。この案件は、令和2年12月25

日付けで建売分譲住宅の転用許可を受けておりましたが、区画数および一部レイアウト変更に伴い、計画変更申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1から2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、当初計画時に金融機関からの融資証明書が添付されています。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。大きな変更点といたしまして、当初計画より18区画を17区画に縮小し、縮小により生じたスペースを駐車場の台数拡大と庭に変更するレイアウトとなっており、併せてごみ収集場所の移動も計画されています。排水について、雨水は敷地内に雨水排水設備を設置し、西側道路側溝へ放流し、汚水は北および西側道路の公共下水道へ接続する計画です。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。前回申請時と変更はありません。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

それでは、地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

柴田誠委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。唐津2区の柴田誠です。現地を見に行きましたら、1棟分少なくなっているので、聞きに行きましたら、(計画変

更事情の詳細) …でございます。それで緑地が増えて、公園の面積もごみ置き場を改修して、ちょっと増えたということだったので報告します。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の2ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、657平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の5ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、6ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、7ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が

添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現況のまま利用し、周囲はコンクリートブロックを新設し、東西市道からの出入口とする計画です。排水について、雨水は東および西側道路側溝へ流し、汚水も東および西側市道の公共下水道へ接続放流する計画です。

生産組合長、区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。3日の日に東部調査会で調査していただきまして、場所は〇〇の〇〇〇〇の中で、周りが住宅街で、(転用事情の詳細)…宅地にということです。東部調査会でも問題ないということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 2 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 1, 0 5 5 平方メートルです。現況は休耕地になっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 8 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、9 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 0 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲はコンクリートブロックを新設し、北および東西の市道から出入口とする計画です。排水について、雨水は北および東西道路側溝へ流し、汚水も北および東西市道の公共下水道へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも3日の日に東部調査会で調査をしていただきまして、1番と一緒に〇〇の所でございます。何ら問題はないということで、皆様の審議のほどよろしくをお願いします。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は340平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借

権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の11ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、12ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、13ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、令和3年6月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、周囲は既存コンクリートブロックを利用し、北側道路を出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枡を介して北側道路側溝へ流し、汚水は西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、土木委員長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

水竹力委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。唐津3区の水竹です。4月の2日に中部調査会で現地確認をしていただきましたが、周りも住宅、宅地という中

で、この案件につきましても問題ないだろうというふうなことで、現地調査をしていただきましたので、ご審議のほうをよろしく申し上げます。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については議案書記載のとおりです。地目は田6筆、面積は合計4,024平方メートルです。現況は、水田の跡の休耕地になっております。目的は、〇〇福祉施設です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の14ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、15ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、16ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の残高証

明書および融資証明書、貸与証明書が添付されています。転用については、令和3年6月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発許可申請、団地等造成、道路占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1メートルの盛土を行い、北、南、西側はL型擁壁を設置し、東側は、コンクリートブロックを新設、北側国道より出入口とする計画です。排水について、雨水は周囲に新設するU字側溝を介して西側道路側溝および東側水路へ流し、汚水は敷地内の埋設排水設備を通り、道路沿いに下水管を新設し、国道の既存下水管へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は8番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

水竹力委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。中部調査会、唐津3区の水竹です。これにつきましても、4月の2日に中部調査会のほうで現地確認をしていただきましたけれども、今回福祉施設の建設というような中で、立地的にも問題ないだろうというふうなことで現地確認の結果をいただいておりますので、ご審査のほうをよろしくお願

いします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は582平方メートルです。現況は、休耕地の状態です。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の17ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、18ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、19ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、令和3年6月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用申請、下水道工事関

連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大10センチメートルの盛土を行い、西側はセットバックを行い、北、南側は既存コンクリートブロックを利用、東側はコンクリートブロックを新設し、西側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内の埋設排水設備を通して西側の道路側溝へ放流し、汚水も西側道路の公共下水道へ接続放流する計画です。

隣接農地所有者からは条件つき同意、区長および生産組合長から異議なしの意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されております。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岩田辰夫委員
(農地利用最適化推進委員)

唐津4区の岩田といいます。4月2日に中部調査会で現地確認いたしました。場所的にはですね、○に○○○○○がありますけれども、その西側に入った地区になります。調査会では問題ないということでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号7番を議題とします。この案件については、議席番号15番松本耕一委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって松本委員の退席を求めます。

【松本委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の4ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で1,410平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の23ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、24ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、25ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで松本委員の入室を許可いたします。

【松本委員入室】

松本委員にお知らせします。議案集4ページ、整理番号7番につきましては、原案どおり可決をいたしましたので、お知らせいたします。それでは次に議案集4ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は合計で12,211平方メートルのうち241.45平方メートルです。現況は荒廃地となっております。目的は、営農型太陽光発電設備、一時転用です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の26ページをご覧ください。隣接地の地目、土地利用計画については、27ページから30ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、下部の農地では、〇〇〇〇の〇〇栽培を行うため特にフェン

スを設置することはありません。隣接の道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および一部傾斜が大きい場所には、排水路と調整池を設置する計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

森武則委員
(農地利用最適化推進委員)

唐津8区の森でございます。この物件は所有権移転じゃなくて、賃借権設定ということで、しかも一時転用期間が10か年というやさしいというか、簡略された申請であります。〇〇〇〇栽培をパネルの下でやる営農型太陽光発電設備ということで、4月2日の中部調査会におきまして、異議なしとのことでした。審議、ご決定をお願いいたします。

議長 ほかに、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号9番を議題とします。この案件につきましては、浜玉3区阿部稔推進委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって阿部推進委員の退席を求めます。

【阿部推進委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は2,376平方メートルです。現況は、水田となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の31ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、32ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、33ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は、自己資金および借入金で、金融機関からの残高証明書および融資証明書が添付されています。転用については、令和3年6月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、道路占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大70センチメートルの盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを新設、南側農地と

の境界には用悪水路を新設し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に3か所道路を設置し、その新設道路側溝を介して北側道路側溝へ流し、汚水は新設道路内に埋設する排水管を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件つき同意、区長、生産組合長から異議なしの意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されております。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山祐治委員 4番脇山です。場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の交差点から東に250メートルぐらい入った所です。資料の31ページ、32ページの図を見てもらうとわかりますように、西側は新興住宅地が立ち並んでおります。北側、東側、南側は、今は水田という状態です。申請地の地区の区長、生産組合長、隣接者の印鑑ももらっているということで、仕方ないかなと思うところでもあります。4月の3日の日に東部調査会で現地を確認いたしました。その際、委員の方から、下水道が自分ですということ、市として

は下水道の工事とか、そういう計画はないとでしょうか。それともう一つは、申請地の中の道が5メートルということで、6メートルあったほうがいいんじゃないかならうかという意見も出たということをお報告しておきます。以上です。

農地係・小林

はい。お答えします。上水、下水に関しては、交差点から申請者のほうで引いてくるようなかたちになりますが、その費用負担等や設置後の所管については、現在協議中とのことで、まだ現状確定はしてないようです。今現在協議されていると聞いております。道路に関しましては、これも管理は市とかには移管せずに、申請者のほうで管理はされるというふうに聞いております。現状この分譲地内であれば、この程度の道路で十分ということで聞いております。以上です。

議長

はい。脇山委員。どうぞ。

脇山祐治委員

この前ちょっと調べてもらって、申請地の中に合併浄化槽とか、ボーリングをする計画も検討をしていますということをお聞いておりますけれども、どちらで進むとやろうかと思えます。まだ協議中ということでしょうか。

農地係・小林

はい。お答えします。現状では、下水管を引っ張ってくるというようなかたちで予算も組んであるというふうに聞いております。ただ、その費用が現状概算での見積りは組んであるんですけれども、実際工事をした際に、想定よりかかるような場合は、合併浄化槽等の検討も考えてはいるとは聞いておりますが、現状の計画では、予定どおり下水管を引っ張ってくるというような方向で考えているというふうに聞いてお

脇山祐治委員
議長

ります。以上です。

はい。わかりました。

よろしいですか。はい。ほかに、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで阿部推進委員の入室を許可します。

【阿部推進委員入室】

阿部推進委員にお知らせをいたします。議案集4ページ、整理番号9番につきましては、原案どおり可決をいたしましたので、お知らせをいたします。それでは次に議案集5ページ、整理番号10番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページ、整理番号10番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は735平方メートルです。現況は、樹園地の跡となっております。目的は、店舗、住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の34ページをご覧ください。

い。隣接地の地目などについては、35ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、36ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、道路工事施工、道路占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大4センチメートルの盛土、11センチメートルの切土を行い、北側にはフェンスを設置、東側境界はコンクリートブロックを新設、西側にはフェンスおよび新設排水溝を設置して、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内の新設排水設備を通り、南側道路側溝へ流し、汚水も新設排水管を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号10番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

白津知範委員
(農地利用最適化推進委員)

浜玉4区の白津知範です。4月の3日の日に東部調査会で見てもらいました。ここは、〇〇〇〇〇の南側に位置し、農

地の所有者の〇さんが（転用事情の詳細）…、店舗をする場所を探しているということで、見てもらいました。委員の皆さんからは、よかろうということで了解を得ております。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長

ほかに、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号11番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号11番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は168平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の37ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、38ページの字図をご覧ください。土地利用計画は39ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、通帳の写しが添付されてい

ます。転用については、現所有者が駐車場として一時貸付けをした後、砕石敷きで復元されないままとなっており、それについての始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透および越流分は南側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号11番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

岡本是知委員
(農地利用最適化推進委員)

南部調査会の北波多1区の岡本と申します。4月1日に調査会全員で現地確認を行いました。場所としまして、〇〇〇の〇〇で、(転用事情の詳細)…駐車場を探しておられたということで、ちょうど左下の所になりますので、そこが適当だろうということで申請がされております。申請の畑ですが、現在畑としては利用されておられません。よって、その土地の有効利用を考えて承認した次第です。以上検討をお願いしたいと思います。

議長

ほかに、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号12番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号12番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、畑1筆、面積は、合計で4,848平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の40ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、41ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、42ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物(道路)改築、下水道工事関連の協議がなされております。

隣接農地等への影響ですが、最大6.7メートルの盛土を行い、東側に畦畔を2段設置して土留め工事を施し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は敷地内に土水路を設置、集水枘から埋設する有孔排水管を通り、東側の新設沈砂池を介して既存水路へ接続放流させる計画です。なお、下流域の土地所有者より排水承諾書が添付されています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号12番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

松本直弘委員
(農地利用最適化推進委員)

肥前4区の松本です。4月2日の日に現地確認しまして、問題ないだろうということですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集7ページ、議案第25号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から整理番号3番までの3件については、申請者、申請の目的が同一のため、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の7ページ、整理番号1番から3番は、同一所有者の、転用目的が同じ案件のため、まとめて説明させていただきます。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は、番号1、畑1筆、面積は296平方メートル、番号2、畑1筆、面積は139平方メートル、番号3、畑1筆、面積は249平方メートル、現況については、すべて山林となっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目などについては、資料図の46ページから48ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可がいることを知らずに、昭和50年、平成元年頃、〇〇、〇〇〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されております。

行政関係の手続きについては、特にありません。排水については雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番から3番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

梅崎充茂委員
(農地利用最適化推進委員)

相知4区の梅崎でございます。4月の1日に南部調査会全員で現地確認調査を行いました。物件は、〇〇〇〇駅周辺の、周りは山林地帯になっております。そういうことで（転用事情の詳細）…ということで、以前から植林をしてあったということで、現地を確認いたしました。特に問題はないだろうということで、全員の意見をいただきましたので、ここに報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 ほかに、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に、議案集8ページ、議案第26号農地法

第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
整理番号1番から議案集11ページ、整理番号19番までの
19件については、一括審議としたいと思いますが、よろし
いでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局
に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書8ページから11ページをご覧ください。今
回の案件は、所有権の移転に関する案件が16件、使用貸借
権に関する案件が2件、地上権に関する案件が1件の、合計
19件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事
由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書
1ページから9ページをご覧ください。調査書に記載してお
りますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を
終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいた
します。

【議案確認】

お目通しされたでしょうか。それでは本案につきまして、
質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り
ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。皆さんお疲れだと思います。ここでしばらく休憩といたします。再開を15時20分といたします。10分間の休憩でございます。

~~~~~○~~~~~

15時10分 休憩

15時20分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 皆さんよろしいでしょうか。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案集12ページ、議案第27号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題といたします。整理番号1番から議案集17ページ、整理番号28番までの28件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。説明の前に議案の訂正をお願いいたします。議案集13ページ、整理番号7番、(訂正内容の詳細)…へと訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)について説明をいたしま

す。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する
利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。利用
権の種類は、賃借権の設定が27件、使用貸借権の設定が1
件です。面積は、合計で74,962平方メートルです。計
画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いしま
す。

【議案確認】

それでは本案につきまして、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り
ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。次に議案集18ページ、議案第28号農業経
営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一
括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番
号1番から議案集21ページ、整理番号10番までの10件
については、一括審議としたいと思いますがよろしいでしょ
うか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。また、この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式では、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされます。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律において、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなったものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で24,135平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第22号1件、議案第23号11件、議案第25号3件、議案第26号19件、議案第27号28件、議案第28号10件、合計6議案72件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間の慎重審議誠にありがとうございました。